**出張メンズエステ業務委託契約書**

　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲の乙に対する出張メンズエステの業務委託に関し、ここに以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（契約の目的）

　甲は乙に対し、出張メンズエステに関する業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

２ 本件業務は以下の各号で定める業務から構成される。

1. 甲の顧客に対する、甲または顧客の指定する場所（以下「本件施設」という。）に出張してのエステティック・マッサージ業務
2. 個別契約で別途定めた業務

３ 甲が乙に本件業務を委託するにあたり、出張先の地域は下記のとおりとする。

　記

　東京都（○○区、○○区、○○区）

４　乙は、本件業務を甲乙間で別途協議のうえ合意したスケジュールで行う。

５　甲が乙に委託する、本件業務における個別具体的な内容、場所、スケジュール、報酬、費用負担等の必要事項については、必要に応じて、本契約に基づく個別契約で定めることができる。なお、当該個別契約で本契約と異なる定めをした場合には、原則として当該個別契約が本契約に優先する。

６　前項の個別契約は、書面の他、電子メール等の電磁的方法によっても成立する。

第２条（前提条件）

　本契約は、締結日現在における甲乙両者の合意を規定したものであり、本契約以前に甲乙間でなされた雇用契約、業務委託契約、協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、原則として本契約が優先するものとする。

２　乙は、本件業務を、事業主としての自覚と責任をもって遂行する。

３　乙は、本件業務を善良な管理者の注意をもって遂行する。また、乙は、甲の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行ってはならない。

第３条（管理責任、安全責任）

　乙は、本件業務の遂行にあたって、本件施設内及びそれに付帯する設備・什器・備品などを使用した後は、速やかに清掃して原状に復するものとする。

２　乙が、本件業務の遂行にあたって、本件施設内及びそれに付帯する設備・什器・備品などを滅失・毀損した場合には、乙は、責任をもって修繕、補充または賠償をするものとする。

３　乙は、本件業務を遂行するにあたって、甲の取引先の生命、身体または財産に損害が生じ、損害賠償等の請求が生じた場合には、甲に対しその旨を直ちに通知し、問題の解決に努めるものとする。

４　乙は、本件業務を遂行するにあたって、甲が手配する自動車及び運転手（ドライバー）を利用することなく、乙自身が手配する乗り物（自動車、自動二輪車及び公共の交通機関）を利用する際に事故にあった場合、甲は責任を負わない。

５　乙は、本件業務を遂行するにあたって、顧客の建物・寝具等の設備・備品を壊したり汚した場合、甲は責任を負わない。

第４条（費用負担）

　乙が本件業務を遂行する際の、用品・消耗品の費用負担は下記のとおりとする。ただし個別契約で別途定めた場合は、この限りではない。

　記

* 甲が用品・消耗品を提供する場合、乙は当該材料を無償で使用できる。
* 甲が用品・消耗品を提供する場合、乙は当該材料を甲から購入する。なお、当該購入にかかる支払いの方法は、分割払い、毎月末日締めの翌月末日払い等、甲乙間で別途協議のうえ決定するものとする。
* 乙が用品・消耗品を持参する場合、その可否を甲乙協議して決定のうえ、甲がその費用を負担する。
* 乙が用品・消耗品を持参する場合、その可否を甲乙協議して決定のうえ、乙がその費用を負担する。

２　乙が本件業務を遂行する際の、使用するユニフォーム（制服）の取扱いは以下のとおりとする。ただし個別契約で別途定めた場合は、この限りではない。

　記

* 甲が乙に対し、ユニフォーム（制服）を無償で貸与する。
* 甲が乙に対し、ユニフォーム（制服）を毎月　　　　　円（消費税別）で貸与する。
* 乙が個人所有のユニフォーム（制服）を持参する。この場合、乙は甲の事前承諾を得るものとする。

３　乙が本件業務を遂行する際の、旅費交通費の負担は以下のとおりとする。ただし個別契約で別途定めた場合は、この限りではない。

* 別途定める旅費交通費の規定に基づき、甲が負担する。
* 甲が乙に支払う報酬に含めて計算されているものとする。

第５条（名称等の使用、代金の受領）

　乙は、本件業務及びそれに付帯関連する業務を遂行する際、甲の名称・屋号・ロゴ・ブランド等をもってこれを行うものとする。

２　乙は、本件業務及びそれに付帯関連する業務を遂行する際、甲が提供する制服を着用しこれを行うものとする。

３　乙は、前各項に定める場合を除き、甲の名称・屋号・ロゴ・ブランド等ならびに甲が提供する制服、を甲の事前承諾を得ることなく使用してならない。

４　甲の取引先が支払う本件業務の対価については、甲が当該取引先から直接受領するものとし、乙は、甲を代理して当該取引先から本件業務の対価を受領する権限はないものとする。

５　前各項に定めるほか、乙は甲から本件業務の遂行について指示があった場合には、その指示を遵守する。

第６条（委託料）

　甲は乙に対し、本件業務の委託料として、以下の各号に定める金額を支払う。

1. 出張エステ業務：甲の取引先から受領した本件業務の対価の○○％（消費税別途加算）
2. 個別契約にて別途定める金額

２　甲の取引先が本件業務の対価を支払わなかった場合は、甲は乙に対し、理由のいかんを問わず、前項に定める委託料を支払わない。

３　甲は乙に対し、本条第１項に定める委託料を、毎月末日に締め切り計算し、翌月２５日までに、乙の指定する銀行口座へ振り込むことにより支払う。ただし、これらの日が金融機関の休業日の場合は、前営業日までに支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第７条（報告、事故対応等）

　乙は、本件業務の遂行の状況に関して、甲から請求があった場合にはその業務遂行の状況について指定された期間内に、甲に対して電子メール等の電磁的方法のうち甲の指定する方法で報告しなければならない。また、乙は、本件業務の遂行において甲との連絡に使用する電話番号・電子メールその他の通信手段を、常に発信・受信できる状態にしておくものとする。

２　乙は、甲から受託した本件業務の遂行できなくなった場合、直ちに甲に連絡し、甲と協議のうえ解決を図るものとする。

３　甲は、本件業務の遂行に関するクレーム・通知を甲の取引先から受けた場合には、乙に対してその内容を直ちに通知し、乙はその通知内容に適切に対応するものとする。

４　乙は、甲の取引先から直接本件業務の委託申込みを受けた場合は、必ず甲につなげるものとする。

第８条（資料等の提供）

　甲は乙に対し、乙が本件業務を遂行するにあたって必要とする領収書の書式等を無償で提供するものとする。

第９条（守秘義務）

　乙は、甲が秘密と指定した情報を、甲の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならず、甲から委託されての本件業務の遂行以外の活動に利用しない。

２　前項の規定は、次の各号に規定する情報には適用されない。

1. 甲から開示されたまたは知り得た時点で既に公知であったもの、またはその後自らの責めによらず公知になったもの。
2. 甲から開示されたまたは知り得た時点で既に自らこれを保有しておりかつそのことを立証できるもの。
3. 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。
4. 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

３　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第１０条（個人情報・顧客情報の取扱い）

　乙は、取引関係を通じて知り得た甲、甲の系列会社・関連会社、顧客及び取引先等に係わる個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令及び別途定める当社のプライバシーポリシーを遵守し、甲、甲の関連会社、顧客及び取引先等の個人情報を正確かつ安全に取り扱うものとする。

２　乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後、甲の顧客に関する情報を、本契約に基づき甲から受託した本件業務及びそれに付帯関連する業務の遂行以外に使用してはならない。ただし、乙の集客・紹介による顧客に関する情報については、この限りではない。

３　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第１１条（禁止事項）

　乙は、本契約で定める禁止事項の他、以下の各号に定める行為をしてはいけない。

1. 甲の顧客に対して本契約に基づかずに本件業務と同一または類似する業務をする行為。
2. 甲が乙に紹介した顧客から、甲を介することなく、本件業務と同一または類似する業務を受託する行為。
3. 甲の顧客と直接連絡をとる行為、連絡先を交換する行為。
4. 甲の顧客からチップや贈答品を受け取る行為。
5. 乙が甲から受け取る委託料の額を第三者（甲の顧客を含む）に漏洩する行為。
6. 甲の顧客に本契約で定められていない商品の販売や別のサービスの勧誘をする行為。
7. クラブ、サークル、宗教、ビジネスの勧誘をする行為。
8. 甲の顧客に対する法律が認めていない行為（医療行為等）。
9. 甲の顧客に対する風俗行為、顧客との性行為。
10. 甲の顧客と本件業務以外で会う行為。
11. 甲に対する誹謗中傷。

第１２条（損害賠償等）

　乙が本契約に違反し、これにより甲が損害を被った場合には、乙は甲に対して、甲が被った損害を賠償する責任を負う。

２　乙が本件業務の遂行に関連して第三者の生命、身体、財産等に損害を与えたときは、乙は、事由のいかんを問わずすべて自己の責任と負担において処理解決をはかるものとし、甲が当該第三者に損害賠償をした場合は、甲からの求償に応じるものとする。

３　天災地変、感染症、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、輸送機関の事故その他甲または乙の責に帰し得ない不可抗力事由による本契約の履行遅滞または履行不能ないし不完全履行を生じた場合、甲及び乙はその責に任じない。

４　甲は、乙が以下の各号に定めるいずれかの不当または不正な行為を行った場合には、その行為が原因で被った損害金額に加えて金１００万円を違約金として乙に請求することができ、当該請求があった場合、乙は当該違約金を甲に支払うものとする。

1. 甲の名称・屋号・ロゴ・ブランド・商標等を不当に使用する行為
2. 第９条、第１０条または第１１条に違反する行為。
3. 前各号の他、甲に対して不当または不正である行為。

５　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第１３条（権利義務の譲渡禁止）

　乙は、本契約に基づく一切の業務・義務を自ら行い、甲の書面による事前の承認を得ないかぎり第三者に行わせたり、また第三者に本契約に基づく義務を引受けさせたりすることができない。また、乙は本契約に基づく権利を甲の書面による事前の承認を得ないかぎり、第三者に譲渡できない。

２　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第１４条（有効期間）

　本契約の有効期間は　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに両者のいずれよりも反対の意思表示がないときは、本契約は更に満１年間自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

２　甲は、１か月間以上の予告期間をもって乙に通知の上、本契約を終了させることができるものとする。甲は当該手続きを経ることで、本契約終了に関する乙からの損害賠償の請求を免れるものとする。

３　乙は、１か月間以上の予告期間をもって甲に通知の上、本契約を終了させることができるものとする。乙は当該手続きを経ることで、本契約終了に関する甲からの損害賠償の請求を免れるものとする。

第１５条（契約解除）

　甲または乙において、以下の各号の一つにでも該当したときは、相手方は催告をなさず直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。なお、この契約解除は損害賠償の請求を妨げない。

1. 本契約に違反した場合において、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されないとき。
2. 本件業務の遂行が全て不能となったとき。
3. 特定の日時または一定の期間内に履行しなければ本契約の目的を達成できない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。
4. 本件業務の遂行を全て拒絶する意思を明確に表示したとき。
5. 本件業務の一部の遂行が不能で、残存する部分のみでは契約した目的を達成できないとき。
6. 本件業務の一部の遂行を明確に拒絶した場合で、残存する部分のみでは契約した目的を達成できないとき。
7. 本件業務を遂行せず、本契約の目的を達するのに足りる遂行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
8. その他前各号に類する不信用な事実があるとき。

第１６条（資料等の返還等）

　本契約が契約解除または期間満了により終了したときは、乙は甲より引渡しを受けた領収書の書式等を直ちに甲に返還する。ただし、甲の指示により廃棄等の処分を行うこともできるものとする。

第１７条（反社会的勢力の排除）

　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

1. 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
2. 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること。

２　甲及び乙は、相手方が本条第１項各号の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

４　本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

第１８条（協議）

　本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙間で誠意を持って協議しこれを解決するものとする。

第１９条（準拠法、管轄）

　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所もって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約締結の証として本書２通を作成し、甲と乙の各自が署名または記名捺印の上、それぞれその１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

甲

乙

**出張メンズエステ業務委託個別契約書**

　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、　　　　年　　月　　日付の出張メンズエステ業務委託契約（以下「基本契約」という。）に基づく個別契約（以下「本件個別契約」という。）を、以下の通り締結する。

第１条（個別契約の目的）

　基本契約第１条第２項第１号に定める甲の顧客（以下「本件顧客」という。）は、下記に定めるとおりとする。

記

甲が集客をした顧客

２　基本契約第１条第２項第１号に定める本件施設は、下記に定めるとおりとする。

記

顧客が指定したホテル等

第２条（業務遂行期間）

　第１条に定める業務の遂行期間は　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

第３条（規定のない事項の取扱い）

　本件個別契約に定めなき事項及び解釈の疑義については、全て基本契約の規定によるものとする。

　本件個別契約成立の証として本書を２通作成し、甲乙各自が署名または記名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　（甲）

　　　　　　　　　（乙）